

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-6
許認可等の種類	認定特定非営利活動法人の認定			
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第44条第2項			
許認可等の概要	特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 第44条 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。 (略)</p> <p>3 前項第1号の「実績判定期間」とは、第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。 第45条 所轄庁は、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第1号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。 第47条 第45条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けることができない。 (略)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>6か月(起算日は、申請書が提出された日の翌日)</p> <p>標準処理期間から除外される期間 ①申請書類(添付書類を含む。)の欠陥補正等のため、所要の補正若しくは書類の追加提出を依頼した場合又は認定審査に必要な追加資料を要求した場合は、当該依頼した日又は要求した日から補正若しくは追加提出がなされた日又は追加資料の提出がなされた日までの期間。 ②その他行政庁の責めに帰さない事情により要した期間(申請法人に対する実態確認予定日を事前に連絡した場合、当該事前連絡から実際に実態確認を開始した日までの期間はこの期間に含まれる)</p>			
期間の制定根拠	「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号、平成23年6月22日公布)が平成24年4月1日から施行され、これにより国税庁長官が認定する認定制度が廃止され新たに都道府県知事等が認定する制度が開始されることとなったが、国税庁長官が認定に係る標準処理期間を6か月と設定していたことを準用。			